

新型コロナウイルス感染症関連 支援制度の紹介

※令和2年9月18日現在

〔市民向け〕

□ 住居確保給付金（人数に応じて32,000円～49,000円を家賃給付）

要 件 ①離職して2年以内または休業により収入が減少した方。

②そのほか収入要件や資産要件があります。窓口に相談してください。

申 請 石垣市ホームページで必要書類をご確認ください。郵送での申請をお願いします。

窓 口 市役所1階 福祉総務課 ☎ 87-6025

□ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料（65歳以上）の減免

要 件 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べ3割以上減少が見込まれる世帯の方など。※詳細は各窓口でご確認ください。

窓 口 ●ホームページより申請書がダウンロードできます。郵送での申請にお役立てください。

検索 石垣市ホームページ → 新型コロナウイルス感染症情報 → 市民向け情報

〒907-8501 石垣市美崎町14番地

【国民健康保険税】 健康保険課 保険税係 ☎ 87-9045

【介護保険料】 介護長寿課 介護保険係 ☎ 82-7158

【後期高齢者医療保険料】 健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 87-9040

□ 国民健康保険傷病手当・後期高齢者医療保険傷病手当金

要 件 国民健康保険被保険者の方で被用者の方が感染または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため就労ができなかった期間において給与の全部または一部を受け取ることが出来なくなった場合。

※後期高齢者医療保険傷病手当金の申請については後期高齢者医療係までお問合せください。

窓 口 市役所1階 健康保険課 ☎ 82-8126（給付係）☎ 87-9040（後期高齢者医療係）

□ 市税（固定資産税・住民税・軽自動車税）の納税猶予

要 件 納期限が令和3年2月1日までの市税が対象です。

※前年同期比で約20%以上の収入源となり、一時的に納税を行うことが困難な方

窓 口 市役所1階 納税課 ☎ 87-9041

期 限 各納期限までに申請が必要です。

□ 国民健康保険税の納税猶予

要 件 新型コロナウイルス感染症の影響により前年同期と比べ収入が概ね20%以上減少している方で、一時的に納税を行うことが困難な方

申 請 以下の書類を郵送または窓口へ提出してください。

・徴収猶予（特例）申請書（市ホームページからダウンロード可）

・事業収入や給与等の減少がわかる書類等（任意の前年同期との比較のため）

期 限 納期限が令和3年2月1日までのもの ⇒ 各納期限までに申請が必要です。

窓 口 市役所1階 健康保険課 ☎ 87-9045



COCOAは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受けることができるスマートフォンのアプリです。



アプリのインストールや詳しい情報はこちらから